

2025 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社歯愛メディカル
(コード番号 3540、 東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 清水 清人
問合せ先 常 務 取 締 役 山内 昌晴
T E L 076-278-8802
U R L <https://ci-medical.co.jp/>

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 27 日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025 年 10 月 27 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止を含む定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりにお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 12 月 14 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 12 月 15 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025 年 10 月 27 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類
普通株式

(2) 併合比率
当社株式 4,999,906 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数
49,999,049 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数
49,999,059 株

(注) 当社は、2025 年 10 月 27 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 16 日付で当社の自己株式 941 株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

10 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

40 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、エア・ウォーター株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び清水清人氏以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却手続について、当社は、本株式併合が、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び清水清人氏の所有する当社株式のうち 4,999,906 株を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社の株主を公開買付者及び清水清人氏のみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が 2025 年 12 月 15 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 16 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2025 年 8 月 8 日から 2025 年 10 月 6 日まで実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の価格と同額である 1,500 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

エア・ウォーター株式会社（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、公開買付者が保有する現預金により賄う予定とのことです。

当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、残高証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年1月上旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年2月上旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月中旬から下旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- （1）第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が40株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2）第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （3）第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （4）第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び清水清人氏のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及び清水清人氏のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、定款第12条（基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （5）第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び清水清人氏のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容の詳細は、2025年10月27日付当社プレスリリースをご参照ください。なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月17日に効力が生じるものといたします。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会基準日公告日	2025 年 10 月 1 日（水曜日）
② 臨時株主総会基準日	2025 年 10 月 16 日（木曜日）
③ 取締役会決議日	2025 年 10 月 27 日（月曜日）
④ 臨時株主総会開催日	2025 年 11 月 25 日（火曜日）
⑤ 整理銘柄指定日	2025 年 11 月 25 日（火曜日）
⑥ 当社株式の最終売買日	2025 年 12 月 12 日（金曜日）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	2025 年 12 月 15 日（月曜日）（予定）
⑧ 株式併合の効力発生日	2025 年 12 月 17 日（水曜日）（予定）

以 上